

高浜差し止め申請認めず

大津地裁 3、4号停止続く

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた3月の仮処分決定について、大津地裁（山本善彦裁判長）は12日、関電が取り消しを求めて申し立てた異議を退ける決定をした。仮処分の効力は維持され、高浜2基は引き続き法的に運転できない状態が続く。関電は決定を不服として大阪高裁に近く抗告する方針。

（斧辰則）【5面に論説】

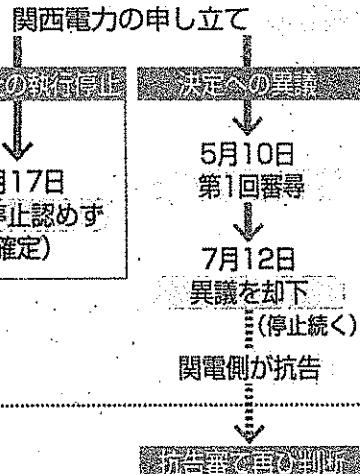
関電近く抗告へ

同地裁は6月、仮処分の効力を一時的に止める関電の執行停止の申し立てを却下。3月の決定を含め、いずれも山本裁判長が担当した。関電は運転禁止期間が長期化する可能性があるとして、2基の燃料を8月に取り出すと既に表明している。

今回、山本裁判長は「新規制基準に従い、（国の）許可を受けたからといって、安全性が確保されているとみ

高浜原発3、4号機 運転を巡る手続き

3月9日運転停止の仮処分決定



は、新規制基準が対策として十分であるとはいえない」とした。

3月の決定では「福島事故を踏まえた原子力規制行政の変化や、関電の対応について説明が尽くされていない」と指摘。さらに2基に関し、設計思想や耐震性、津波対策や避難計画などの問題を挙げ、「住民の人格権侵害の恐れがある」とはできない」と判断した。

関西電力が抗告した場合、関電高浜原発3、4号機の運転の是非についての審理は大阪高裁に移される。先の執行停止申し立てと今回の異議審

高裁で事業者丁寧な説明を

高浜町長、知事が談話

大阪高裁審理半年超か

では、同じ裁判官による判断が続いたが、同高裁では別に裁判官の下で審理されることになる。

今後の見通しについて、滋賀県の住民側は「担当する裁判官は、原発について一から勉強する」となる。判断が出来るまでに少なくとも半年以上かかるだろう」との見方を示した。

同高裁での抗告審で、関電の申し立てが認められるなら、運転が可能になる。認められなかつた場合は現時点と同様、仮処分の効力が継続する。仮処分は民事訴訟の判決が確定するまでの間の暫定的な手続である。この仮処分の取り消しをいたぐりよう、到底承服できるものではない。速やかに不服申し立ての手続きを行い、早期に仮処分

法判断についてコメントは差し控えさせていただく」とし

強い」と判断していた。6月の決定もほぼ同様の内容だった。

津地裁が却下したことを受け、高浜町の野瀬豊町長は12日、「残念ではあるが、事業理解を一層深める必要がある」と求めた。

西川知事はコメントで「再稼働に関して、仮処分のよ

うなやり方で争われることはないように、全力を尽くしてほしい」とコメントした。西川知事も国や事業者に対し、「原発の安全性和必要性などは課題があると思う」と主張。その上で「司法において、できるだけ迅速に最終的な判断がなされるべきだ」とし

て、国民への説明責任をじつ

かりと果たしていただきたい」とのコメントを発表した。

山口治太郎美浜町長は「司法判断についてコメントは差し控えさせていただく」とし

て、議会として司法判断に意見を述べることは差し控える。國

議会として司法判断に意見を述べることを差し控える。國

議会として司法判断に意見を述べることを差し控える。國

議会として司法判断に意見を述べることを差し控える。國